

加古川市社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）の円滑な実施を行うため、社会福祉法人又は他の市町村（以下「社会福祉法人等」という。）が、生計の困難な者及び生活保護受給者に対して、介護保険サービスの利用者負担の軽減を行う事業の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市町村民税非課税世帯 第7条の規定により申請した日（以下「申請日」という。）の属する年度（申請日が4月から6月までの間にあっては前年度）における市町村民税が世帯主及びすべての世帯員について課されていない、又は免除されている世帯をいう。
- (2) 利用者負担額 法第8条第1項に規定する居宅サービス、同条第14項に規定する地域密着型サービス、同条第25項に規定する施設サービス又は法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス若しくは同条第12項に規定する地域密着型介護予防サービスに係る10%相当の利用者負担額をいう。
- (3) 訪問介護 法第8条第2項に規定する訪問介護をいう。
- (4) 通所介護 法第8条第7項に規定する通所介護をいう。
- (5) 短期入所生活介護 法第8条第9項に規定する短期入所生活介護をいう。
- (6) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 法第8条第15項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護をいう。
- (7) 夜間対応型訪問介護 法第8条第16項に規定する夜間対応型訪問介護をいう。
- (8) 地域密着型通所介護 法第8条第17項に規定する地域密着型通所介護をいう。
- (9) 認知症対応型通所介護 法第8条第18項に規定する認知症対応型通所介護をいう。
- (10) 小規模多機能型居宅介護 法第8条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護をいう。
- (11) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 法第8条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護をいう。
- (12) 看護小規模多機能型居宅介護 法第8条第23項に規定する複合型サービスをいう。
- (13) 介護福祉施設サービス 法第8条第27項に規定する介護福祉施設サービスをいう。
- (14) 介護予防短期入所生活介護 法第8条の2第7項に規定する介護予防短期入所生活介護をいう。

- (15) 介護予防認知症対応型通所介護 法第8条の2第13項に規定する介護予防認知症対応型通所介護をいう。
- (16) 介護予防小規模多機能型居宅介護 法第8条の2第14項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。
- (17) 第一号訪問事業 法第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業をいう。
- (18) 第一号通所事業 法第115条の45第1項第1号ロに規定する第一号通所事業をいう。
- (19) 要介護被保険者等 法第19条第1項に規定する要介護認定又は同条第2項に規定する要支援認定を受けた被保険者をいう。
- (20) 区分支給限度基準額 法第43条第1項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額をいう。
- (21) 高額介護サービス費 法第51条第1項に規定する高額介護サービス費をいう。
- (22) 特定入所者介護サービス費 法第51条の3第1項に規定する特定入所者介護サービス費をいう。
- (23) 高額介護予防サービス費 法第61条第1項に規定する高額介護予防サービス費をいう。
- (24) 特定入所者介護予防サービス費 法第61条の3第1項に規定する特定入所者介護予防サービス費をいう。
- (25) 旧措置入所者 介護保険法施行法（平成9年法律第124号）第13条第1項に規定する旧措置入所者をいう。
- (26) ユニット型個室 法第51条の3第2項第2号に規定する特定介護保険施設等における居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額並びに法第61条の3第2項第2号に規定する特定介護予防サービス事業者における滞在に要する平均的な費用の額及び事業所の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額（平成17年厚生労働省告示第412号）の表備考第1に規定するユニット型個室をいう。
- (27) 利用者負担第2段階の者 法第51条の3第2項第1号及び第61条の3第2項第1号に規定する食費の負担限度額（平成17年厚生労働省告示第413号。以下「厚生労働省告示」という。）の表4の項及び5の項に規定するものをいう。
- (28) 食費 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第61条第1号イ並びに第2号イ、第65条の3第1号イ、第2号イ並びに第5号イ、第79条第1号、第84条第1号イ並びに第2号イ及び第85条の3第1号イ並びに2号イに規定する食事の提供に要する費用をいう。
- (29) 滞在費 施行規則第61条第2号ロ及び第84条第2号ロに規定する滞主に要する費用をいう。
- (30) 宿泊費 施行規則第65条の3第2号ロ及び第85条の3第2号ロに規定する宿

泊に要する費用をいう。

(31) 居住費 施行規則第 65 条の 3 第 5 号ロ及び第 79 条第 2 号に規定する居住に要する費用をいう。

(軽減対象者)

第 3 条 介護保険サービスの利用者負担の軽減を受けることができる者（以下「軽減対象者」という。）は、本市の要介護被保険者等のうち市町村民税非課税世帯に属するものであって次の各号のすべてに該当するものとして市長が確認した者及び生活保護受給者とする。

- (1) 年間収入が単身世帯で 150 万円、世帯員が 1 人増えるごとに 50 万円を加算した額以下であること。
- (2) 預貯金等の額が単身世帯で 350 万円、世帯員が 1 人増えるごとに 100 万円を加算した額以下であること。
- (3) 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。
- (4) 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。
- (5) 介護保険料を滞納していないこと。

(軽減法人等)

第 4 条 利用者負担の軽減を実施することができる社会福祉法人等（以下「軽減法人等」という。）は、当該事業に係る利用者負担の軽減を行うことを当該軽減法人等が介護保険サービスを提供する事業所及び施設（以下「軽減事業所等」という。）の所在地の都道府県知事及び保険者たる市町村長に申し出たものとする。

(対象サービス)

第 5 条 軽減対象者が利用者負担の軽減を受けることができる介護保険サービス（以下「対象サービス」という。）は、軽減法人等が行う次のサービス（第 2 号から第 8 号及び第 10 号から第 13 号のサービスにあっては、区分支給限度基準額を超えないものに限る。）とする。

- (1) 介護福祉施設サービス
- (2) 訪問介護
- (3) 通所介護
- (4) 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護
- (5) 夜間対応型訪問介護
- (6) 地域密着型通所介護
- (7) 認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護
- (8) 小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護
- (9) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- (10) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- (11) 看護小規模多機能型居宅介護
- (12) 第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業（自己負担割合が保険

給付と同様のものに限る。)

(13) 第一号通所事業のうち介護予防通所介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。)

(軽減内容等)

第6条 軽減の対象とする費用及び減額割合は、それぞれ別表に定めるとおりとする。ただし、前条第1号、第4号又は第8号に係る食費、居住費及び滞在費については、介護保険制度における特定入所者介護サービス費又は特定入所者介護予防サービス費が支給されている場合に限ることとする。

2 軽減対象者のうち生活保護受給者が利用者負担の軽減を受けることができる介護サービスは対象サービスのうち前条第1号、第4号又は第8号に掲げるものとする。

3 生活保護受給者について軽減対象となる利用者負担は、個室利用に係る滞在費または居住費とする。

4 生活保護受給者にかかる軽減額は、軽減対象となる利用者負担の全額とする。

(申請)

第7条 介護保険サービスの利用者負担の軽減を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、対象サービスを利用するまでに（やむを得ないものと認められる事情があり、かつ、軽減事業所等が利用者負担の軽減を承認する場合は、対象サービスを利用した後速やかに）、「社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認申請書」（以下「申請書」という。）に必要な書類を添えて市長に申請するものとする。

(認定)

第8条 市長は、申請書を受理したときは、申請者が第3条各号に掲げる要件に該当するかどうかを審査決定のうえ、「社会福祉法人等利用者負担軽減対象決定通知書」（以下「決定通知書」という。）により、その結果を申請者に通知するものとする。

2 前項の通知を行う場合において、軽減対象者として承認された者については、決定通知書と併せて「社会福祉法人等利用者負担軽減確認証」（以下「確認証」という。）を交付する。

(確認証の適用年月日及び有効期限)

第9条 確認証の適用年月日は、申請日の属する月の初日からとし、有効期限は、申請日の属する年度の翌年度の7月31日まで（ただし、申請日が4月から7月までの間にあつては、申請日の属する年度の7月31日まで）とする。

(確認証の返還)

第10条 確認証の交付を受けた者が、本市が行う介護保険の被保険者資格を喪失した場合のほか、本要綱に定める要件に該当しなくなった場合には、当該確認証を速やかに返還しなければならない。

(確認証の提示)

第11条 軽減対象者は、対象サービスを利用する場合、あらかじめ当該サービスを提供する軽減事業所等に確認証を提示するものとする。ただし、申請手続き中その他あ

らかじめ確認証を提示することができない場合は、確認証が交付された後速やかに提示するものとする。

(利用者負担)

第12条 軽減対象者は、対象サービスの提供を行う軽減事業所等に対し、確認証に記載されたところにより軽減された利用者負担額等を支払うものとする。

(不正利得の返還)

第13条 偽りその他不正の行為によって本要綱に基づく対象サービスに係る利用者負担の軽減を受けた者があるときは、市長は、軽減法人等と協議の上、軽減額の全部又は一部を当該軽減を受けた者から軽減法人等に返還するよう求めるものとする。

(軽減法人等に対する助成)

第14条 市長は、軽減法人等が本要綱に基づき軽減対象者に対象サービスに係る利用者負担の軽減を行った場合、別に定めるところにより、当該軽減法人等に対し軽減に要した費用の一部を助成するものとする。

(障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業等との適用関係)

第15条 「低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減制度の実施について(平成12年5月1日老発第474号厚生省老人保健福祉局長通知)」別添1の障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業との適用関係については、障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置を行った後の利用者負担額に対し本要綱による軽減を行うものとする。

2 高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費並びに高額医療合算介護サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費との適用関係については、本要綱による軽減を行った後の利用者負担額に対し高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費の支給を行うものとする。

3 特定入所者介護サービス費及び特定入所者介護予防サービス費との適用関係については、特定入所者介護サービス費及び特定入所者介護予防サービス費の支給を行った後の食費及び居住費に対し本要綱による軽減を行うものとする。

(委任)

第16条 この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の加古川市社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度実施要綱の規定に

基づく対象サービスの利用者負担に係る軽減の申請その他の準備行為は、施行日前においても行うことができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
(税制改正に伴う特例措置)
- 2 平成 18 年 7 月 1 日から平成 30 年 6 月 30 日までの間に限り、平成 17 年度税制改正(高齢者の非課税限度額の廃止)により、利用者負担第 3 段階(厚生労働省告示の表 1 の項から 3 の項に規定する者をいう。)から利用者負担第 4 段階(厚生労働省告示の表 1 の項から 8 の項に規定する者に該当しないものをいう。)に上昇する者については、第 3 条第 1 号中「市町村民税非課税世帯」とあるのは「介護保険法施行令等の一部を改正する政令(平成 18 年政令第 154 号)附則第 23 条第 3 号に規定する特定被保険者(同条第 1 項及び第 2 項に該当する者を除く。)」と、第 3 条第 2 項中「150 万円」とあるのは、「190 万円」として適用するものとする。この場合において、別表の規定の適用については、別表中「食費」とあるのは、「食費(当該額が特定入所者介護サービス費及び特定入所者介護予防サービス費の対象であり、基準費用額(法第 51 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する食費の基準額又は同項第 2 号に規定する居住費の基準費用額をいう。以下同じ。))を上回る場合は、基準費用額)」と、「居住費」とあるのは「居住費(基準費用額を上回る場合は、基準費用額)」と、「滞在費」とあるのは「滞在費(基準費用額を上回る場合は、基準費用額)」と、「1/4(老齢福祉年金受給者は 1/2)」とあるのは「1/8」とする。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の改正規定は平成 21 年 3 月 31 日から施行する。
(平成 21 年 4 月の介護報酬改定に伴う特例措置)
- 2 平成 21 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までににおける第 6 条に定める減額割合の適用において、利用者負担額については、別表中「1/4」とあるのは「28%」と、「1/2」とあるのは「53%」とする。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行期日の前日までに承認されている第 9 条の有効期限について、平成 27 年 6 月 30 日となっているものは、同年 7 月 31 日と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。ただし、別表の改正規定は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和元年12月10日から施行し、令和元年10月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 2 年10月30日から施行し、令和 2 年10月 1 日から適用する。

別表 (第 6 条関係)

対象サービス	軽減対象費用	減額割合
(※) 介護福祉施設サービス	(1) 旧措置入所者 (ユニット型個室に入所している者) で利用者負担割合が 5 % 以下であるもの及び生活保護受給者 居住費 (2) 利用者負担段階 2 段階の者 食費、居住費 (3) 前 2 号以外の者 利用者負担額、食費及び居住費	1 / 4 (老齢福祉年金受給者は 1 / 2、 (※) 生活保護受給者は 10 / 10)
訪問介護及び第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業	利用者負担額	
通所介護及び第一号通所事業のうち介護予防通所介護に相当する事業	利用者負担額及び食費	
(※) 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護	(1) 生活保護受給者 滞在費 (2) 前号以外の者 利用者負担額、食費及び滞在費	

夜間対応型訪問介護	利用者負担額	
地域密着型通所介護	利用者負担額及び食費	
認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護	利用者負担額及び食費	
小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護	(1) 利用者負担額第2段階の者 食費、宿泊費 (2) 前号以外の者 利用者負担額、食費及び宿泊費	
(※) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	(1) 旧措置入所者（ユニット型個室に入所している者）で利用者負担割合が5%以下であるもの及び生活保護受給者 居住費 (2) 利用者負担段階2段階の者 食費、居住費 (3) 前2号以外の者 利用者負担額、食費及び居住費	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	利用者負担段階1段階の者及び3段階の者の利用者負担額	
看護小規模多機能型居宅介護	(1) 利用者負担額第2段階の者 食費、宿泊費 (2) 前号以外の者 利用者負担額、食費及び宿泊費	

備考

平成25年8月1日、平成26年4月1日、平成27年4月1日、平成30年10月1日、令和元年10月1日又は令和2年10月1日における生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生労働省告示第158号）の一部の改正に伴い、生活保護が廃止された者であって、廃止時点において本事業に基づく軽減又は特定入所者生活介護及び特定入所者生活介護予防サービス費の支給により、居住費の利用者負担が発生していなかった者のうち、引き続き第3条に該当する者の居住費にかかる利用者負担の減額割合については全額とする。